



民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えました。

地域の福祉と安全・安心をサポートする 民生委員・児童委員、 主任児童委員および保護司の活動

◎民生委員・児童委員、 主任児童委員とその活動

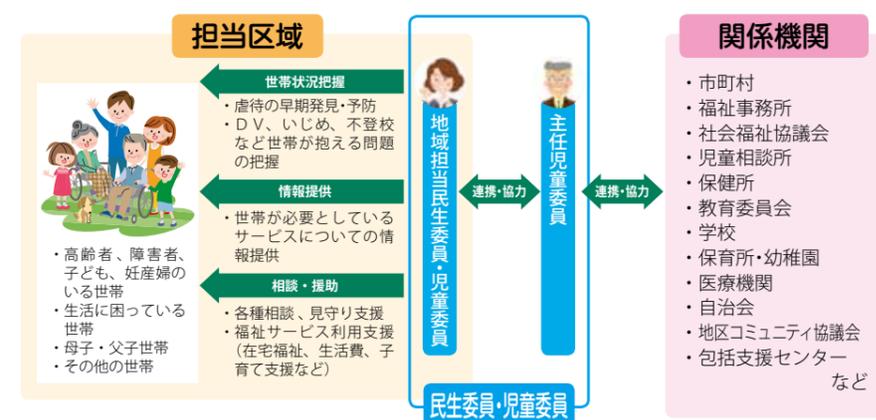
核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える方、高齢者や障害のある方などが孤立し、必要な支援を受けられない事例が多くあります。

民生委員・児童委員は、そんな地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を担っています。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員を兼ねています。特定の区域を担当し、高齢者や障害のある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談や支援を行います。

一方、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当します。原則として、区域を担当せず、行政や児童相談所などの児童福祉関係機関との連携を図り、区域を担当する児童委員の活動を援助・協力します。

いずれも、任期は3年(平成31年11月30日まで)で、本市の民生委員・児童委員の定数は285人となっています。



◎保護司とその活動

保護司とは、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、実質、民間のボランティアです。罪を犯した者や非行のある少年に対し、地域における立ち直り支援や再犯防止のための活動を行っています。その他、地域社会における犯罪や非行の発生を予防するための活動(犯罪予防活動)も実施しています。

保護司は、保護観察だけではなく、地域住民の一人として、地域社会の安全・安心に貢献するという理念のもと、一般の地域住民からの相談を受けたり、学校や地域の防犯活動団体との連携・支援を行ったりするなど、地域ニーズに応じて幅広く活動しています。

地域社会の連帯意識が希薄となり、治安が悪化していると感じる国民が増える中、地域に根ざした保護司の活動は、地域連帯を再生し、安全・安心なまちづくりの寄与しています。

本市においては、再犯防止に日々努めている保護司会の活動拠点として、「薩摩地区更生保護サポートセンター」を開設し、住民からの犯罪・非

薩摩地区更生保護サポートセンター

【所在地】=大小路町14番5号(薩摩川内市中央公民館内)
☎ ☎ (41)6196

【開所日】=月曜日～金曜日(ただし、祝日・年末年始、8月14日・15日を除く)

【開所時間】=10:00～16:00
*相談時間は10:30～15:00(事前に電話で連絡してください。)
*同センターには、経験豊かな「企画調整保護司」が常駐しています。

行に関する相談窓口や地域における関係機関・団体との連絡・協議などを行っています。

【問合せ】
本庁障害・社会福祉課
社会福祉グループ
☎(23)51111(内線2171)

市民活動の 立ち上げを応援します

平成29年度 薩摩川内市市民活動支援補助金(スタートアップコース)募集について

【問合せ】=本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4614)

◎市民活動支援補助金とは

地域活性化のために、応募団体自らが企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費などが、当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた事業に対して、活動経費の一部を補助するものです。

◎応募できる団体

- ▼ 次の全ての条件を満たす団体
- ▼ 構成員が5人以上で、その過半数が本市に住所を有していること
- ▼ 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
- ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体

*ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

- ▼ 地区コミュニティ協議会および自治会
- ▼ 宗教活動などを目的とする団体
- ▼ 政治活動などを目的とする団体
- ▼ 暴力団員が構成員に含まれる団体またはその暴力団員の統制下にある団体
- ▼ 性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

◎対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。

◎補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円(千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

◎応募方法

次の関係書類に必要な事項を明記の上、地域政策課まで送付または直接持参ください。

*ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

- 【関係書類】
- ▼ 市民活動支援補助金申込書
 - ▼ 事業計画書・事業収支計画書
 - ▼ 団体に関する調書

◎審査スケジュール予定

- 9月上旬 一次審査(書類審査)
- 9月下旬 二次審査(公開ヒアリング)
- 10月上旬 補助事業決定

*市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために、新たに実施または拡大する事業に対して、補助を行う「ステップアップコース」もあります。本年12月に募集する予定です。

